



栃木県公報

平成29年
7月12日(水)
号外
第30号

目次

規則

○栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第三十一号

栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県青少年健全育成条例施行規則（平成十九年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「強姦」を「強制性交等」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年七月十三日から施行する。

（人権・青少年男女参画課）